

「横浜市下水道計画指針（素案）－2010年版－」 に対する意見募集の結果と本市の考え方

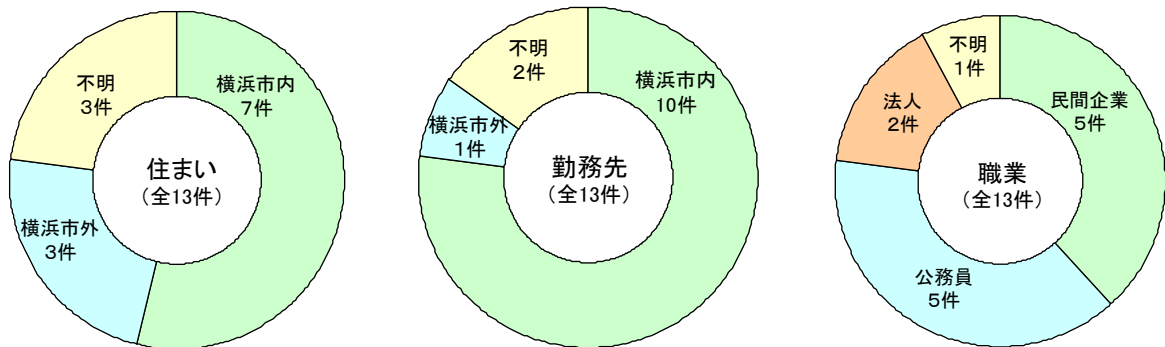
1 意見募集期間

平成21年12月14日（月）から平成22年1月15日（金）まで

2 提出された文書の数

13通（電子メール4通、ファクシミリ2通、直接持参7通）

【提出いただいた方の内訳】



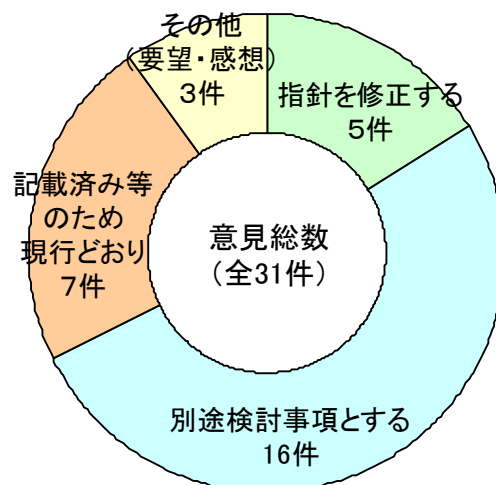
3 ご意見の件数

31件

4 主なご意見とそれに対する横浜市の考え方

別紙参照

【意見に対する対応の内訳】



主なご意見とそれに対する横浜市の考え方 (1/3)

主なご意見等の内容	ご意見等に対する横浜市の考え方
(はじめに)	
<p>本指針は職員のマニュアルではない性格ではないか。 本指針の基本的考え方が曖昧になる記載があるため、横浜市の指針として表現を再考してほしい。</p>	<p>下水道事業の中長期的な施設整備指針・基準であり、一般市民や専門技術者に対する指針であるとともに、計画設計に携わる技術職員の実務書です。職員のみのものではないため、「はじめに」の最終段落を修正しました。</p>
(第2章 施策の目標と基本的取組) <全般>	
<p>個々の施策の目標年次は明確にならないのか。</p>	<p>スケジュールについては別途、<u>次期中期経営計画</u>等で定める予定です。</p>
<p>特に<u>浸水対策、地震対策早急</u>に対応してほしい。</p>	<p>本指針は施設計画の考え方や基準を示したものであり、<u>具体的な取り組み、事業計画はこの指針を基に次期中期経営計画</u>等で定める予定です。</p>
<p>積極的に<u>雨水浸透を推進</u>してほしい。 <u>各戸のほか、道路での雨水浸透を検討</u>してほしい。</p>	<p>本指針では、自然の水循環系の再生に向けた<u>雨水浸透機能の促進の必要性</u>を明記しております。 道路事業での雨水浸透、各戸貯留の促進については別途検討してまいります。</p>
<p>MM地区や横浜駅周辺などにおいて、<u>汚水の処理能力、雨水の排除能力は遠い将来を見越した計画</u>にしてほしい。</p>	<p>本指針は施設計画の考え方や基準を示したものであり、具体的な取り組み、事業計画はこの指針を基に今後下水道法事業認可計画を策定します。</p>
<p>「汚泥」の再利用について、もっと言及して、市民にわかりやくすく説明すべき。</p>	<p>§ 2.7.1 及び § 2.7.2 について、わかりやすい表現となるよう修正しました。</p>
<p>雨水、汚水の再利用に力を入れて、<u>政策を実現</u>すべき。</p>	<p>本指針は施設計画の考え方や基準を示したものであり、<u>具体的な取り組み、事業計画はこの指針を基に今後策定</u>します。</p>
(第2章 地震対策)	
<p>処理場間のネットワーク化により、下水道システム全体で耐震性の向上を図ることを記載したらどうか。</p>	<p>各施設の耐震化を基本としますが、ネットワーク化によるシステムの対応も重要であるため、§ 2.2.2 に追記しました。</p>
<p><u>公共下水道直結型災害用マンホールトイレ</u>について記載したらどうか。</p>	<p>本指針は施設計画の考え方や基準を示したものであり、<u>具体的な取り組み、事業計画はこの指針を基に今後策定</u>します。</p>
(第2章 雨水浸透機能の促進)	
<p>「原則とする」は言い過ぎではないか。浸透施設設置の際は、きめ細かな検討が必要と思われる。</p>	<p><u>環境創造審議会報告書案とも整合</u>しており、<u>現行のまま</u>と致しました。</p>
(第2章 資源・エネルギー循環の形成)	
<p>再生水のバラスト水利用について記述してはどうか。</p>	<p>図 2.7.2.1 を「下水道が有する資源・エネルギー」→「下水道が有する資源・エネルギーと主な活用事例」に修正しました。 <u>バラスト水については今後検討</u>していきます。</p>

主なご意見とそれに対する横浜市の考え方 (2/3)

主なご意見等の内容	ご意見等に対する横浜市の考え方
(第2章 未普及地域の解消、第3章 計画区域)	
<p>場所によっては公共下水道計画区域から外して合併浄化槽としたらどうか。</p>	<p>維持管理も含めて求められる<u>水質を確保することが重要です</u>。また、<u>トータルコストも比較した上で総合的な判断を行う必要があります</u>。</p>
(第4章 汚水処理計画、第5章 汚泥処理計画)	
<p>計画の<u>汚水量や汚泥量は最大値での施設計画とならないのか</u>。</p>	<p>今後の人口減少を踏まえると過大な施設計画とならないことが重要です。また予測される<u>最大汚水量と計画汚水量との差は比較的小さいため、施設設計の余裕でカバーできるものと考えます</u>。さらに、将来、窒素やリンを除去する高度処理への移行を行いますが、<u>現在の処理方法である標準活性汚泥法の施設能力で対応可能と判断しています</u>。</p>
(第5章 汚泥処理計画)	
<p>送泥管(二条化や南北連絡管)の<u>適正な運用基準を定めてはどうか</u>。</p>	<p>本指針は施設計画の考え方や基準を示したものであり、<u>運用基準については別途定めていく必要があると考えております</u>。</p>
(第6章 雨水管理計画)	
<p><u>時間当たりの処理雨量を全体的に見直すべきである</u>。 特に、<u>ガード下やポンプアップで排水している場所の処理能力を見直すべきである</u>。</p>	<p>過去の降雨データを水文統計分析した結果、下水道の施設計画に用いる降雨強度には変化が少ないため全市の降雨強度は変更致しません。しかし、近年発生している短時間の局地的な大雨による被害に対応するため、<u>小流域での雨水量算定式を見直しました(20ha未満を実験式→合理式に変更)</u>さらに、<u>道路街きよますの配置間隔の配慮について記載しております</u>。なお、<u>ガード下やポンプアップについては個別事業計画で検討します</u>。</p>
<p>雨水整備水準は、現状では差をつけるべきではないのではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会(下水道小委員会)〔平成19年6月7日〕では、地域性を重視した「重点地区」「一般地区」の考え方が示されており、本市も<u>選択と集中による早期投資効果を目指して現行どおりとします</u>。その一方で、区や防災部局とも連携した自助防災を支援する取り組みについても積極的に<u>行う必要があると考えております</u>。</p>
<p>集中豪雨に対する備えとして、<u>雨水管網を面的に捉えて集中豪雨を分散する考え方を具体的基準として定めるべき</u>。</p>	<p>ご提案の方法は一つの手法として考えられるため、今後、<u>他地区への影響や安全性を考慮して検討してまいります</u>。</p>
<p>排出先の<u>河川計画と調整の取れた整備計画とすべき</u>。</p>	<p>§6.1.2に河川計画との整合について追記しました。</p>

主なご意見とそれに対する横浜市の考え方 (3/3)

主なご意見等の内容	ご意見等に対する横浜市の考え方
今後、地球温暖化による異常現象が予想されるため、 <u>河川管理者との協議を行い、事業を進めてほしい。</u>	本指針とは別途、河川管理者と十分調整して事業を進めてまいります。
流出係数について、市街化調整区域でも市街化区域並みに開発されている区域もあり、そのことに対応できる記述をしたかどうか。	別途、開発指導等で対応を検討いたします。
自然排水区域からポンプ排水区域への落ち水対策に対する考え方を整理すべき。	§6.3.5に、必要に応じて排水面積または汚水量を見込むことを記載しております。
(その他)	
ディスプレイに対する考え方を整理すべき。	今後の動向を踏まえて、別途、検討していきたいと考えております。
ポンプ場など上流側でのサテライト処理について記述してはどうか。	現段階で具体的な構想はありませんが、必要に応じて検討していきたいと考えております。
資産管理の方法として、アセットマネジメントの具体的な考え方を基準化すべき。	別途、検討していきたいと考えております。
解説欄の「(1)について」と表題を省略しているが、省略しないでしっかり書くべき。	文章のものもあるため、この書式で統一させていただきます。
【その他】	
横浜市下水道計画指針について賛同する。	ありがとうございます。指針をもとに具体的な経営計画・事業計画を策定し、効率的・効果的に下水道事業を行っていきます。
指針として掲げたことを実行することを期待する。	
下水道の施設整備は、大都市の中でも遅れていたが、ようやく今日のように整備されてきており、これまでの努力に評価する。	
不要な資産を早く償却すべき。	今後、下水道事業計画の策定後に検討していきたいと考えております。
学識経験者を活用して、職員の業務を軽減したほうがよい。	§1.2に記載のとおり、学識経験者も含め、多様な主体の参加と協働による事業展開を図っていききたいと考えております。
下水道事業を進めるにあたり雇用の問題も考えるべき。中小企業に配慮してほしい。	可能な限り、調達等において中小企業への配慮も考慮していきたいと考えております。

指針に反映したもの : **ゴシック**

指針に反映しないもの : _____